

2024（令和6）年度 第1回古賀市人権施策審議会 事前質問一覧

別紙4

番号	実施計画(案)掲載ページ	担当課	実施計画(案)項目	質問内容
1		人権センター	1. はじめに	中段の「それらの人権課題の解決は、国民一人ひとりの課題でもあります」は、前段に、「国や地方公共団体の責務であり、国民の～に」の表現がいいとも思いますがいかがでしょうか？
2	P6	人権センター	4. 古賀市人施策体系表	「えせ同和行為」についてですが、事業法が失効してかなり経過していますが、今なお「えせ同和行為」が見受けられるのでしょうか？
3	P7	子ども家庭センター	5. 古賀市人施策体系表	「子ども食堂」について、古賀市の実情についてお願いします。
4	P46	人権センター	1-4-1 人権擁護事業	「特設人権相談所」の相談件数は。
5		子ども家庭センター		福岡県も「こども審議会」が発足しましたが、子供計画策定にむけて古賀市での計画はどの様になっていますか。
6	P24 P74	子ども家庭センター 人事秘書課 学校教育課	1-1-3 幼児教育・保育提供事業 5-1-3 人材育成事務	今年度も様々な人権施策に対する事業が進められるように計画されているようですが、そんな事業を進めていく職員の方にはどのような研修が準備されていますか？ 市役所職員や学校教員、保育所職員の研修の保障はどうなっていますか？もう7月にそれぞれの課の計画はできているのでは・・・。 事務局は把握済みですか？ 保育所で働く職員の人権、特に部落問題の認識はどうですか？ P24に「実習生に人権保育や保育環境の学びを与える機会となった」とありますが、与える側の研修が大事では？ 計画の具体が今から示されると考えますが、部落問題、同和問題、今年は子どもの人権を中心にすべきと考えます。 市として2024年「何に」と言うものが必要ではないでしょうか。